

損害賠償の額の決定の専決処分について

平成 28 年 5 月 28 日 午前 9 時 ごろ 市立学校の校庭において、側溝の蓋が開いていたため、運動会の参観に来ていた被害者が、右足を踏み外して、負傷した事故について、地方自治法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 18 年横須賀市条例第 58 号）の規定により、市長は専決処分を行い、損害賠償として 70,126 円を支払ったことを報告します

なお、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内容
市外の事業者	被害者の療養に係る保険給付について、損害賠償として、70,126 円を支払いました。

